

平成29年11月10日

高志幼稚園・小学校保護者の皆様

高志幼稚園・小学校長
武田 國宏

給食停止期間の変更について（お願いと承認について）

日頃は、高志幼稚園・小学校教育ならびにPTA活動に多大なご支援・ご協力をいただき深く感謝いたします。さて、題記の件について以下のように変更させていただきたいと思っております。変更内容と趣旨を理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

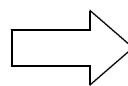
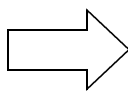
1 給食停止期間の変更について

【 現 在 】

【平成29年12月から】

病気（感染症等）、事故、家事都合等により、連続した欠席になる場合は、個人の学校への連絡により給食を停止することができます。ただし、以下の届け出期間に届け出をした場合です。

- ・前々日の午後3時まで
- ・月曜日、火曜日は金曜日の午前11時まで
- ・祝日等を挟む場合は、祝日の前日午前11時まで



現在の停止期間の規定をそのまま適応します。

ただし、現在の規定に従って、給食を停止しても、**給食の停止期間が1日または2日にしか満たない場合は、給食の停止手続きをと**

りません。
現在の規定で給食の停止期間が**3日以上になる場合は、今までと同様に給食を全期間停止します。**

*給食の停止手続きをとらない場合は、**2日までの欠席期間のお子様の給食費は1日の場合（250円）、2日の場合（500円）は、各ご家庭からご負担をお願いしたいと思っております。**

***欠席が連続して3日以上になる場合は、今まで通り給食を停止し、その期間の給食費は発生いたしません。**

2 上記のように変更させていただきたい理由

○毎年感染症（インフルエンザ等）の時期になると全園・全校で数十名（30名）以上の欠席者が出て、給食停止の事務（電話を受けた教職員→学級担任→給食事務担当→給食会計事務担当→給食配膳担当への連絡・調整）が混乱・煩雑になり、学級担任は授業開始時刻が遅れる、保育において子どもに関わる時間が減少する等、給食会計事務担当者は給食費の個別計算の負担、給食配膳担当者は、日々の学級の給食数の変更に伴い、牛乳等の仕分けに混乱が生じていたため。

○昨年度までの場合、現在の給食停止規定に準じて給食停止の手続きをとった場合でも2日程度の給食停止しかできない場合が多いため、3日以上停止に限定をさせていただいた場合、各担当者の負担の軽減になります。毎月の給食会計事務にかかる時間が大幅に削減され、他の会計処理事務に効率的に時間を配分することができます。

以上、ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、この提案についてご意見・ご質問のある保護者の方は校長・教頭までご連絡ください。